

入間市男女共同参画 推進センターだより

令和2年6月 第189号 E-mail danjyo@ictv.ne.jp

TEL 04-2964-2536 FAX 04-2964-2539

URL <http://irumadanjyo.seesaa.net/>

こんな言葉を言ったこと、
聞いたことありませんか？

夫は外で働いて、
妻は家庭を守る
べきだ

女の子は優しくか
わいらしく、男の
子には強くたくま
しく育ててほしい

女の子はお人形
男の子は車の
玩具が好き

部活動の
マネージャーは
女子の方が向い
てるよ

料理が得意な
女性は、いい
お嫁さんにな
るだろうな

デートは男性が
リードして、費用も
負担するものでしょ

「女子力」
高いよね

子どもの担任の
先生との連絡は
母親の役割だ

PTA や自治会
の会長は男性
になるものだ

男性なんだから
数字やパソコン
に強いよね

女の子なんだから
お手伝いしなさい

共感したり、違和感を持ったりする言葉はありましたか？
これらの言葉は一体何をあらわしているのでしょうか？

令和2年度 男女共同参画週間(6月23日~6月29日) キャッチフレーズ



これらの言葉は「ジェンダー・バイアス」と言われ、社会的・文化的につくられた性差に基づく偏見をあらわしています。

共感する言葉
が多かったと
したら…

あなたは、気づかないうちに「男だから」「女だから」にこだわって、一人ひとりの「自分らしさ」を見失っていませんか？
「男性だからこうあるべき…」「女性だからこうしなくては…」に縛られてしまうと、男性にとっても女性にとっても生きづらい社会になってしまいます。

これまでの常識を疑って、性別による男女の役割にとらわれず、「自分らしく」一人ひとりの個性や能力が活かされる社会を実現するためには、「男女」が「共同」して「参画」*する社会づくりが必要です。

*「参画」は、政策や事業などに計画段階から加わることです。一方で似た言葉の「参加」は、既にあるものに加わることです。「参画」には主体的な意思を持って加わる、という意味があります。

入間市では、女性も男性も一人ひとりが個性と能力を発揮して、対等な立場でともに責任を分かち合う社会の実現に向けて、平成15年11月16日に「入間市男女共同参画都市宣言」を行いました。

入間市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、あらゆる分野において女性も男性も一人ひとりが特性と能力を十分発揮し、対等の立場で参画するとともに責任を分かち合う男女共生社会の実現に向けて、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一、わたしたちは、男女が性別にとらわれず個人として尊重し合うことを大切に、共にかがやき、いきいきと暮らす「入間」をめざします。
- 一、わたしたちは、男女がお互いに対等な立場で、政治・経済・社会・文化などのあらゆる活動に等しく参画する元気な「入間」をめざします。
- 一、わたしたちは、男女が家事・育児・介護などを分かち合い、互いに支え合う、思いやりあふれた「入間」をめざします。
- 一、わたしたちは、男女が国際社会の一員として共に協力し、平和を愛する香り豊かな緑の文化都市「入間」をめざします。

平成15年11月16日 埼玉県入間市

男女共同参画社会に向けての 市民意識調査を実施します ～ご協力をお願いします～

入間市では、「男女共同参画社会」の実現に向けて、計画的に施策を推進していくために5カ年ごとに「男女共同参画プラン」を策定しています。今回実施する「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」は、令和4年度から新たにはじまる「第5次いるま男女共同参画プラン」を策定するための基礎資料とすることを目的としています。

調査にあたっては、市内にお住まいの18歳以上の方2,000人を無作為抽出し、対象の方にアンケートを郵送します。調査は、統計的数値としてまとめるため、個人の名等が出ることは一切ありません。お手元に届きました際は、ご協力をお願いします。

〈実施期間 令和2年6月1日(月)～6月25日(木)〉

女性のための法律相談

女性弁護士による無料の法律相談です。
 予約はひと月前の1日（休日の場合は翌日）から電話で受付します。

☎2964-2561

日にち	予約状況	時間	内容
6月17日（水）	空有	午後1時15分～ 午後4時45分 （1人30分）	離婚、相続、金銭、DV、セクハラ、 雇用問題など女性の権利や人権 に関する法律相談（秘密は厳守します）



～2020年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ～

「そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。」

大阪府 山野 大輔

「ワクワク・ライフ・バランス」

島根県 松江市男女共同参画センター



令和2年度男女共同参画週間バナー



令和元年度 パネル展の様子

男女共同参画推進本部では、毎年6月23日から29日までの1週間「男女共同参画週間」を実施しています。これは、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日をふまえたものです。

この期間中は、男女共同参画の社会づくりを進めるため、全国的にさまざまな行事が行われています。

※詳しくは、内閣府男女共同参画局ホームページ(<http://www.gender.go.jp/>)をご覧ください。

★入間市では、6月22日（月）～6月29日（月） ※22日は15時から、29日は15時まで
 市役所市民ホール展示コーナーで、下記のパネル展を実施します。ぜひご覧ください。

『統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま』パネル展



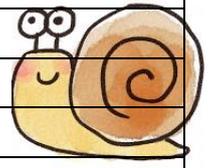
「仕事」と「生活」に関する全国と埼玉県の特徴を、グラフやイラストを使いまとめたものです。変化する家族のかたちや非正規雇用の割合の高さについて、グラフを使い説明しています。（平成30年度更新、令和元年度一部改正）

★女性も男性も共にかがやき、いきいき暮らせる男女共同参画社会の実現に向けて、当センターは6月に下記事業をおこないます。

6月



日・曜日	セ ン タ ー 行 事 予 定	
1日(月)	◆面接相談	
2日(火)	空調点検	
3日(水)	◆電話相談	
5日(金)	◆面接相談	
8日(月)	◆面接相談	
10日(水)	◆電話相談	
12日(金)	◆面接相談	
15日(月)	◆面接相談	
17日(水)	◆女性のための法律相談	◆電話相談
19日(金)	◆面接相談	
22日(月)	◆面接相談	
26日(金)	◆面接相談	
29日(月)	◆面接相談	



お知らせ

- 6月30日(火)までの間、新型コロナウイルス感染予防のため、男女共同参画推進センター会議室・資料閲覧室・展示交流室の利用はできません。なお、土、日曜日についてはイルミン全館閉館となります。

女性のための悩みごと相談

面接相談 2964-2561【予約専用電話】

相談日 毎週月曜日・金曜日(午前10時～正午・午後1時～3時)

相談時間 1人60分

電話相談 2964-2545【相談専用電話】

相談日 毎週水曜日(午前10時～正午・午後1時～3時)

相談時間 1人30分 ※6月24日の電話相談はお休みです。

法律相談 2964-2561【予約専用電話】ひと月前の1日から予約を受け付けます。

相談日 毎月第3水曜日(4月・8月は実施しません)

相談時間 1人30分(午後1時15分～4時45分)

センターHPで
予約状況を確認できます。



性的マイノリティのための悩みごと相談

性的マイノリティ(性的少数者)に関する悩みごと相談をお受けします。(当事者だけでなく、家族、友人からの相談も可能です。)いずれも専門の相談機関ではありませんが、以下の窓口でお話をお伺いします。一人で悩まずにお電話ください。※相談時間の目安は30分以内です。

【相談日時】

毎週月曜日～金曜日(祝日除く) 午前10時～正午・午後1時～3時

【相談窓口・問い合わせ先】

入間市男女共同参画推進センター

電話04-2964-2545

入間市役所市民相談室

電話04-2964-1111(代)

こども室からのお知らせ

保護者の方と一緒に利用するお部屋です。

広い室内には、未就学児対象のおもちゃ、絵本、ジャングルジム、乗り物、こども用のいす・テーブル等があります。また、ベビーベッドや授乳室も設置していますので、赤ちゃん連れでも安心です。予約の必要はありません。



- ご利用の際は事務室にお声をかけて下さい。
- 不要になった遊具・絵本などをお譲りください。詳しくはセンターまで。

※ 当面の間、新型コロナウイルス感染予防のため、こども室の利用はできません。

男女共同参画推進センター アクセス

